

○ 稲川土地改良区食糧費執行基準

〔平成23年2月23日
制 定〕

1 食糧費の執行に関する基本的な考え方について

土地改良区は、一定地域の農業者の強制加入や組合員に対する賦課金の強制徴収権が付与されているなど、極めて公共性、公益性の強い法人であり、土地改良事業及びこれに附随する事業に限り行うことができることになっている。

したがって、食糧費を執行するに当たっては、事業運営のために有意義又は不可欠であると判断される場合で、社会通念上許容される必要最小限度の範囲に限り執行するものとし、食糧費の性格を踏まえ、適正かつ厳正に取り扱うものとする。

2 食糧費の執行範囲について

食糧費は、土地改良区の運営又は事業推進のための情報収集や意見交換、人的ネットワークの形成などのために必要性が認められる場合に執行できるものとし、その範囲は次に掲げるものとする。

- (1) 土地改良区が行う総会（総代会）、各種委員会等（以下「総会等」という。）における茶菓及び昼食等に要する経費
- (2) 土地改良区が行う会議、打合せ会、説明会等（以下「会議」という。）における茶菓及び昼食等に要する経費
- (3) 土地改良区の事業推進上、特に必要性が認められるもので、例外的に行う飲食を伴う懇談会等に要する経費

〔例外的に行う懇談会の例〕

- ① 祝賀会、記念式典に伴う懇談会
- ② 民間、各種団体等の事業推進のための意見交換会、懇談会
 - イ 地域の代表者（当該土地改良区から賃金や手当等を受けていない者）との意見交換会、懇談会等
 - ロ 農業団体、婦人団体及び青年団体等との意見交換会、懇談会等
- ③ 会費制により開催する懇談会

自ら主催する場合は、出席者の会費（負担金）及び食糧費により開催するものとする。なお、食糧費の1人当たり支出上限は3,000円とする。又、原則として、他の土地改良区や団体が主催する懇談会等に出席するときは、負担金として支出するものとする。

〔実施すべきではない懇談会等の例〕

- ① 補助事業や許認可の申請等のための国、県及び市町村の職員との懇談会
- ② 人事異動等に伴う国、県及び市町村の職員との送別会や顔合わせ的な会合
- ③ 国、県及び市町村の職員又は他の土地改良区や団体の職員との間で行う、いわゆる「接待」と考えられるもの
- ④ 総会等の終了後等に役職員間で行われる「打ち上げ」的なもの

3 各種会議等における食糧費の執行について

- (1) 総会及び会議の場合

- ① 茶菓については、社会通念上許容される最小限にとどめること。
 - ② 総会及び会議の設定に当たっては、昼・夕食時を極力避けて設定すること。
又、昼食等の提供は、社会通念上許容される必要最小限にとどめること。
 - ③ 食料等は、次のいずれかに該当する場合にのみ提供することができるものとする。
 - イ 当該会議等の開催が、昼食を挟んで行わなければならない合理的な理由があり、かつ、開催場所周辺に食事ができる適当な場所がなく、土地改良区が一括して対応することが妥当と認められる場合
 - ロ 当該会議等の開催が、昼食を挟んで行わなければならない合理的な理由があり、かつ、会議等の性質上、昼食等の提供が社会通念上適当と認められる場合
- (2) 例外的に行う懇談会等の場合
- ① 出席の範囲は、目的、相手方の人数等を十分に勘案、必要最小限にすること。
 - ② 開催場所は、目的等勘案し、華美にならず、かつ相手方に失礼のない場所を選定すること。
 - ③ 経費については、社会通念上許容される最小限にとどめること。
 - ④ 懇談会等の目的、内容等によっては、経費の一部について負担を求めるなど可能な限り会費制の導入を図ること。
 - ⑤ 総会等の終了後に行われる、いわゆる二次会は行わないこと。

4 公務員に対する食糧費の執行について

国、県及び市町村の職員に対する食糧費の執行は、原則として行わないものとする。ただし、次に掲げる食糧費の執行は行うことができるものとする。

- ① 多数の者が出席する立食パーティーを開催する場合において、当該パーティーで国、県及び市町村の職員に対して飲食物の提供を行うこと。
- ② 会議、その他の会合等で、国、県及び市町村の職員に対して茶菓の提供を行うこと。

5 食糧費の執行に関する事務手続きについて

食糧費を執行する場合には、事前にその内容の適否について理事長の決裁を受けるものとし、支出命令書関係書類には、領収書の他に開催場所、出席者名簿などの詳細な情報を記載したものを添付するものとする。

6 協議

本基準で判断しかねるなど執行に疑義が生じた場合は、理事長及び会計課担当理事が協議して決定するものとする。

7 基準の見直し

理事長及び会計課担当理事は、食糧費執行に係る事務の一層の透明性及び適正化を図るため、執行状況を常に把握しておくとともに、理事会において適宜、見直しを行うものとする。

附 則

この執行基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号

食糧費
 交際費 支出負担行為何
 負担金

決 裁	理事長	会計係理事	事務局長	課長	主任

平成 年 月 日

下記の内容に伴う支出負担行為を行なって宜しいでしょうか。

(起案者) 職 名 事務局長
 氏 名

内 容							
実施日				場所			
件名							
負担行為							
人員		負担金		交際費		食糧費	